

女性活躍推進法に基づく女性の職業選択に資する情報の公表

令和 8 年 7 月 3 1 日

尾 三 衛 生 組 合

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号）第 21 条の規定に基づき、尾三衛生組合における女性の活躍状況を公表します。

《女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績》

1 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合（令和 8 年 4 月 1 日時点）

区分	令和 8 年度
管理的地位にある職員	0%

※管理的地位にある職員とは、課長相当職以上の職員

2 各役職段階にある職員に占める女性職員の割合（令和 8 年 4 月 1 日時点）

区分	令和 8 年度
本庁部局長・次長相当職	0%
本庁課長相当職	0%
本庁課長補佐相当職	0%
本庁係長相当職	22.2%

3 職員に占める女性職員の割合（令和 8 年 4 月 1 日時点）

区分	令和 8 年度
全職員	11.1%
任期の定めのない常勤職員	12.5%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	0%

※構成市町からの派遣職員を除く。

≪ 職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績 ≫

1 男女別の育児休業取得率及び男女別の育児休業の取得期間の分布状況（令和 7 年度）

(1) 男女別の育児休業取得率

区分	常勤職員
男性	100%
女性	—

※取得対象者がいない場合は「—」と表記

(2) 男女別の育児休業の取得期間の分布状況

区分	常勤職員	
	男性	女性
1 週間未満	0%	—
1 週間以上 2 週間未満	0%	—
2 週間以上 1 月以下	0%	—
1 月超 3 月以下	0%	—
3 月超 6 月以下	0%	—
6 月超 9 月以下	0%	—
9 月超 12 月以下	100%	—
12 月超 24 月以下	0%	—
24 月超	0%	—

※取得対象者がいない場合は「—」と表記

※会計年度任用職員が存在しないため、常勤職員のみを公表

2 職員の勤務時間の状況

管理的地位にある職員以外の職員一人当たりの正規の勤務時間を超えて命じられて勤務した時間

区分	令和 7 年度
内部部局	57 分／月

3 職員の平均した継続勤続年数の男女の差異（令和 8 年 4 月 1 日時点）

区分	令和 8 年度
男性職員	24.7 年
女性職員	13 年
男女の差異	11.7 年

※任期の定めのない常勤職員以外の職員（派遣職員、暫定再任用短時間勤務職員）を除く。